

平成 31 年 4 月 8 日

保護者各位

常滑市立青海中学校長

永 田 敏 彦

台風等異常気象時における登下校について

気象業務法の改正により、平成 25 年 8 月 30 日以降、特別警報の運用が開始されました。つきましては、次のように対応いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、暴風警報及び大雨・洪水警報に関しましては、従来通りの対応となりますので、ご確認下さい。

記

「特別警報」とは

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「**特別警報**」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

特別警報が対象とする現象は、「東日本大震災」（地震・津波）や「平成 23 年台風第 12 号」（大雨）のほか、我が国の観測史上最高の潮位を記録して 5,000 人以上の死者・行方不明者を出した昭和 34 年の「伊勢湾台風」（大雨・暴風・波浪・高潮）、平成 24 年 7 月の九州北部豪雨（大雨）、平成 12 年の三宅島噴火（火山噴火）などが該当します。

（気象庁 HP より）

□ 特別警報が発表された！（知多地方あるいは常滑市）

登校時刻以前に発表	○登校しないでください。 ・その後、解除された場合も、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、生徒を安全に登校させうると判断できるまでは登校をしないでください。 *安全が確認でき、登校させることになった場合は、学級連絡網及び緊急メールにて連絡します。
登校後に発表	○即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集並びに生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行います。 ○生徒を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、生徒を安全に下校させうると判断できるまでは下校させません。 *対応については、緊急メール等にて連絡します。

以下の事項は、従来の内容と変わりありません。ご確認ください。

□ **暴風警報（暴風雪警報を含む）が発表された！**（知多地方あるいは常滑市）

登校時刻 以前に 発表	① 午前6時30分までに警報が解除されたとき	○平常通り授業を行ないます。（前日までに給食中止の連絡があった場合は、お弁当持参。連絡がなければ、給食があります。）
	② 午前6時30分より午前11時00分までに警報が解除されたとき	○午後1時までに登校し、授業を行います。 *昼食については、ご家庭で食べてくる。
	③ 午前11時00分以降警報が継続されているとき	○当日の授業を中止します。

上記①②の場合でも、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険な場合は、保護者の判断により自宅待機させてください。（学校への連絡をお願いします）

登校後 に発表	① 安全に帰宅できると認めた場合	○速やかに下校させます。
	② 帰宅が危険または困難と認めた場合	○安全が確保されるまで校内の安全な場所に待機させます。

□ **大雨・洪水警報が発表された！**（知多地方あるいは常滑市）

登校時刻以前に発表	○登校が危険と保護者が判断した場合は、登校を見合わせ、安全が確認できたら登校させてください。 *登校を見合わせる場合は、学校への連絡をお願いします。
登校後に発表	○気象状況や通学路の安全状況等から判断し、授業を中止して下校させる場合があります。しかし、下校させることが危険と判断される場合は、安全が確認できるまで校内の安全な場所に待機させます。

□ **大雨・洪水警報は発表されていないが…**

登校後に気象状況が悪化し、警報の発表が予測される場合	○状況を確認し、校長の判断で下校させることがあります。その場合には、緊急メール配信等でお知らせします。
-----------------------------------	---

*各種警報等が発表されていなくても、登校が危険と保護者が判断された場合は、自宅待機をさせてください。（学校への連絡をお願いします）

*重要なお知らせですので、家族全員の目の届く場所に掲示しておいてください。